

保健所における健康食品等の食品監視

- 法的根拠

	健康増進法	食品衛生法
--	-------	-------
- 監視体制

名称	栄養指導員	食品衛生監視員
資格	管理栄養士	衛生監視員（医歯薬獣畜水農＋栄 2 年）
- 業務内容

目的	健康づくり	食の安全・安心
内容	積極的健康増進 栄養成分表示の適正化	衛生基準の遵守、立ち入り検査 食中毒防止、営業停止等
特徴	相談業務	強制力を伴う行政措置、指導
- 健康増進法に基づく表示・広告規制に関するガイドライン

国	指針（ガイドライン）	大枠、考え方
都道府県	指導要領（パンフ等）	具体例の提示（不足）
民間	解説書	多数の例示、Q&A
保健所	上記を参考に対応	判断に迷う例、自治体による差

※ 現実には、多種多様な表示の申請・相談例があり、少数の例示では対応できない現実の混乱がある。

※ 大手の企業の製品は、本社の所在地で申請・相談する例がほとんどであり、本社の所在地で申請・相談されたものが全国販売される。
- 現場における課題
 - (1) 食品監視員と栄養指導員の協力体制

目的、経緯等によって現行の資格要件等が定められている。
しかし、業務内容から考えて相互に連携・協力して実施すべき。
場合によっては資格の共通化・一本化も考慮（特例措置、経過措置）する。
 - (2) 栄養成分表示に関する指導基準の統一

自治体によって指導基準の詳細は多少異なるのが現状である。
指導要領のような具体的な指導基準を国の主導で定めることによって、全国的に指導する内容やレベルを統一する。